

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託
企画提案審査委員会運営要綱

（趣旨）

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （１）中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託に係る企画提案書の審査
- （２）中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託候補者の選定
- （３）その他必要と認められる事項

（庶務）

第 3 条 審査委員会の庶務は、人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課において処理する。

附 則

この運営要綱は、令和 8 年 6 月 2 2 日から施行し、中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託契約の締結日をもって廃止する。